

ジョブリターン制度

□ ジョブリターン制度とは

令和6年8月1日付で新設した本制度は、結婚・出産・育児・介護等家庭の都合等でやむを得ず本会を退職された職員を対象に、在籍時に培った知識や経験を活かして再び本会で活躍していただく制度です。

□ 制度の概要

対象者	宮崎県経済農業協同組合連合会を自己都合で退職した正職員（登録制）
登録基準	①入会后3年以上在籍した方 ②退職後概ね10年以内の方 ③退職時の年齢が60歳以下の方 ④次のいずれかを理由により退職した方であること 結婚、妊娠、出産・育児、介護、病気療養、家族の転勤等
再雇用後の労働条件	身分及び賃金は、退職時の職能・経験及び本会の都合を勘案し決定

□ 再雇用までの流れ

- 1) 上記「対象者」「登録基準」に該当し、ジョブリターン制度へ登録を希望される方は、本会に「再雇用申請書」を提出することにより、再雇用希望登録者として登録されます。
- 2) 求人が発生し本会より対象者へ連絡し、以下要件を満たし対象者と本会の双方で希望が合致した場合は選考を実施します。
(再雇用時の要件)
①心身ともに健康であること、②再雇用時の年齢が65歳以下であること
- 3) 書類審査、面接等での選考の結果、合格された方は再雇用を開始します。

※ジョブリターン制度に関するお問い合わせ先

J A 宮崎経済連 総務部 総務課 採用担当

電話 0985-31-2100 メールアドレス soumu@kei.mz-ja.or.jp

皆様からのご登録をお待ちしています！